

各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部設置要綱

(平成30年2月23日決裁)

(設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、各務原市いのち支えあい自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の決定、調整及び推進に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は副市長を、副本部長は健康福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、必要に応じ、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 推進本部の円滑な運営のため、必要に応じ、推進本部に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、健康福祉部健康づくり推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月27日から施行する。

附 則 (平成31年1月25日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市長公室長 企画総務部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業活力部長 都市建設部長 水道部長 消防長 教育長
